

富良野市公共施設等総合管理計画書

平成 28 年 2 月

富良野市

目次

第1章	計画の目的	P1
	1. 背景と目的	
	2. 計画の位置づけ	
	3. 計画期間	
	4. 計画の対象範囲	
第2章	本市の現状と将来推計	P2
	1. 人口推計	
第3章	財政の現状と課題	P5
	1. 税収と交付金等	
第4章	本市公共施設の現状と課題	P7
	1. 公共建物	
	2. インフラ資産	
第5章	将来負担コストの課題	P15
第6章	適正管理に関する基本的方針	P16
第7章	フォローアップ方針	P17

第1章 計画の目的

1. 背景と目的

本市では、今後の人口減少と高齢化進展が予想される中、公共施設等の老朽化が進み、維持していくことが困難になることが見込まれることから、計画的に効率よく公共施設等の整備や維持管理を行うことを目的として「富良野市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画の上位計画を「富良野市総合計画(第5次～)」「富良野市都市計画マスタープラン」の2つとし、それらと整合性を図りつつ東部地区・山部地区・樹海地区の3つの地区と中心市街地の役割と機能を考慮し、将来にわたって富良野市が維持・発展することができるようなまちづくりを目指します。

また、「富良野市公共施設等総合管理計画」は各種公共施設及びインフラ等に関するマネジメント計画の上位計画と位置づけ、対象とする市有財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めます。

※主な下位計画

富良野市学校教育中期計画、富良野市小中学校施設耐震化推進計画、富良野市社会教育中期計画、富良野市地域福祉計画、富良野市障がい者計画、富良野市健康増進計画、富良野市地域防災計画、富良野市環境基本計画、富良野市交通安全計画、富良野市次世代育成支援地域行動計画、富良野市公営住宅等長寿命化計画、富良野市水道事業計画、富良野市中心市街地活性化基本計画、

(富良野市総合計画、富良野市都市計画マスタープランについては計画改訂時にこの計画内容を反映させる。)

3. 計画期間

30年(平成28年度～平成57年度)とし、適宜見直しを行います。

見直しにあたっては計画の進捗状況や評価などが客観的に明らかになるよう外部の意見を取り入れたものとします。

4. 計画の対象範囲

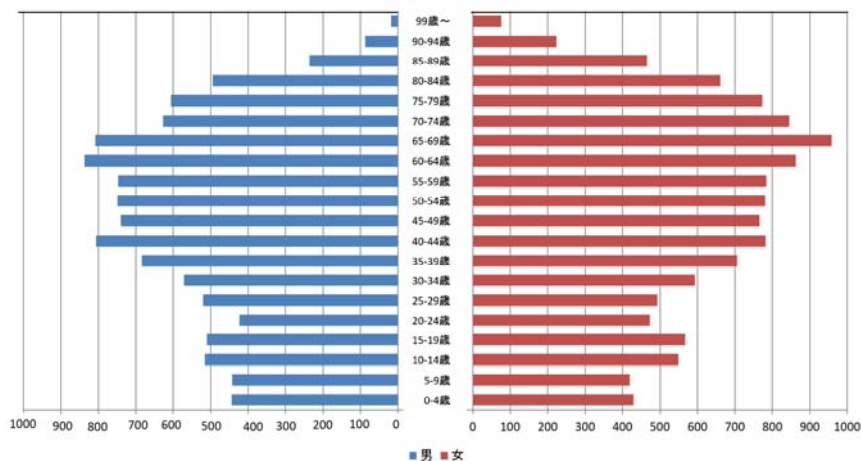
市有財産のうち公共建築物のほかインフラ資産である道路・橋梁・上下水道・公園などを含めたすべての公共施設を対象とします。

第2章 本市の現状と将来推計

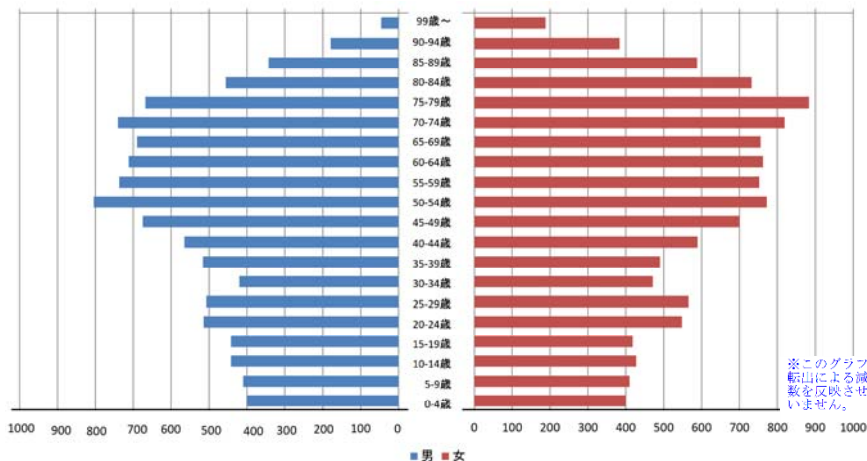
1. 人口推計

富良野市では、昭和41年7月の36,627人をピークに人口減少に転じていますが、国勢調査等を基にした人口推計では今後も人口が減少する傾向にあります。

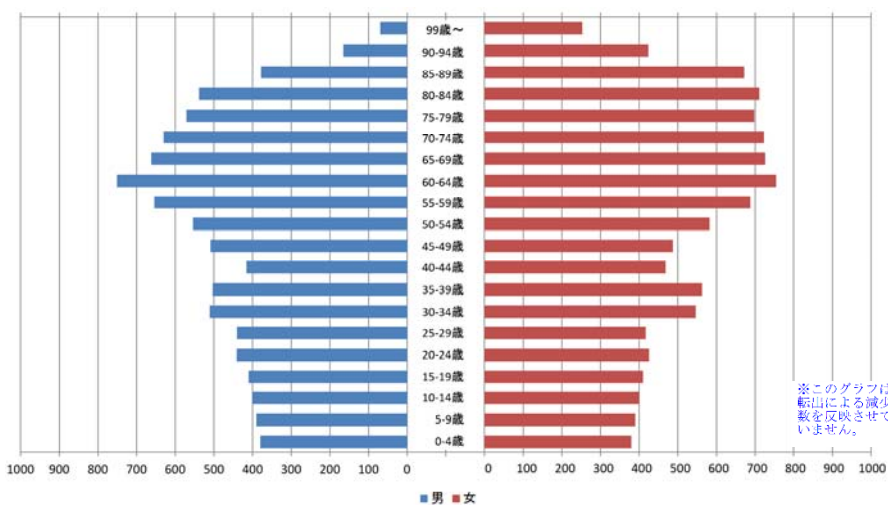
「平成27年人口」約23,000人



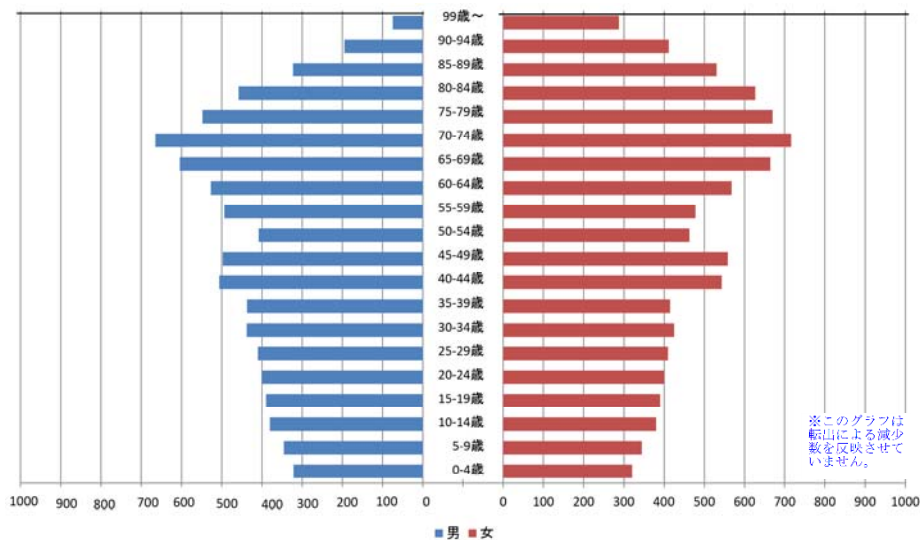
「平成37年人口推計」約21,200人



「平成47年人口推計」約18,800人



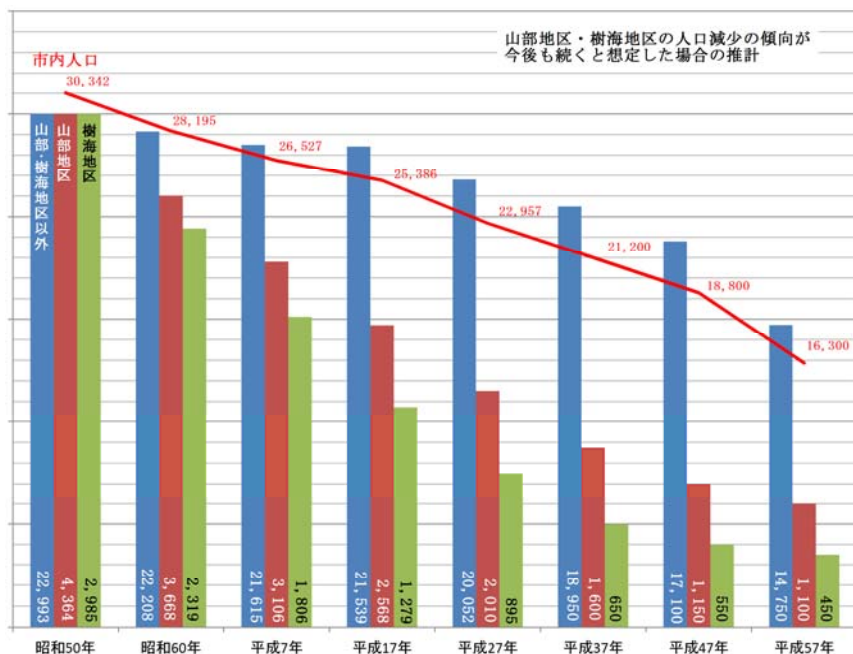
「平成 57 年人口推計」 約 16,300 人



現在の市内人口は団塊世代である 60 歳台が最も多く、それより若い世代では少子化傾向により出生数が減少したことと、転出数が転入数を常に上回ったため年々減少する傾向にあります。

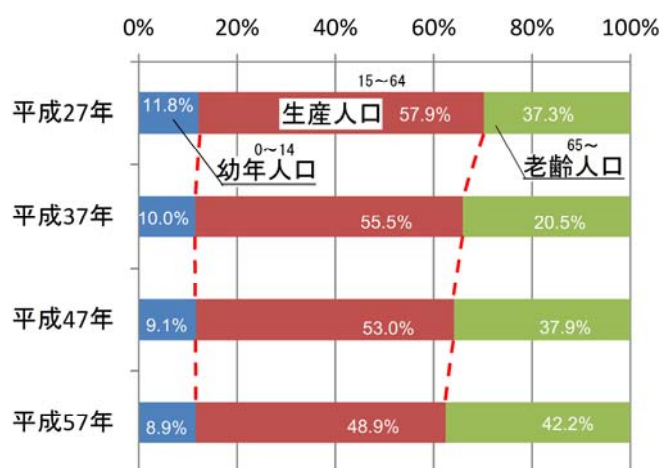
将来推計では構成割合の多い世代が高齢化するとともに死亡者割合が増え、人口減少に拍車がかかり、20 年後には現在の 82%に、30 年後には 71%まで減少する可能性があります。

昭和 50 年から現在の人口の減少率は、全市で約 25%減少し、地区別にみると山部・樹海地区以外の中心部その他地区が約 13%減少しているのに対して、山部地区が約 54%、樹海地区が約 70%と中心部から遠い地区ほど減少率が大きい傾向にあり、こうした傾向は今後も続くと考えられます。



※日常の通勤に利用できる交通環境が整備(道路の改良や自家用車の普及)されると、医療や趣味、買い物や子供の就学に都合の良い地区に居住する傾向が強まり、周辺集落の経済活動は衰退する(ストロー効果)

高齢者率と生産人口割合の推移



注：毎年同じ数の出生で最新の余命資料に基づく標準的人口モデルの生産人口割合は約 60%。

市内人口が減少することに加え、人口に占める生産人口の割合も低下することから生産者人口は平成 27 年の 13,400 人から 10 年後には 11,750 人に、20 年後には 9,948 人に、30 年後には 7,972 人になることが推計されます。平成 27 年を 100 とすると平成 37 年には 88 に、平成 47 年には 74 に、平成 57 年には 60 まで低下することになります。

(参考)沿線の人口推移予想(人口問題研究所資料をもとにした推計)

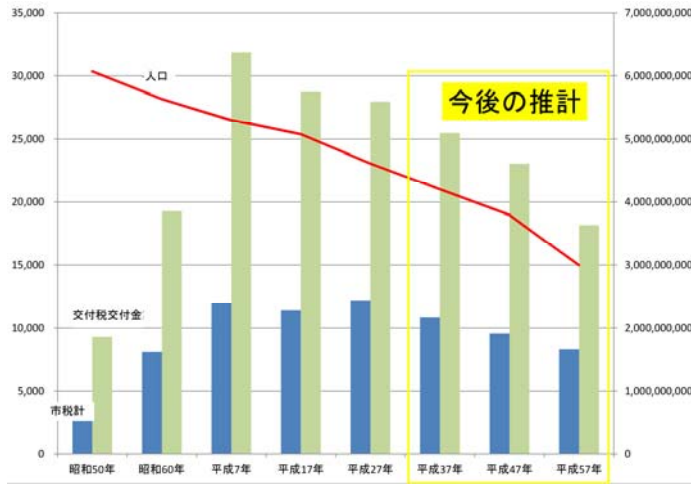
	平成27年	平成57年	減少の割合
富良野市	23,073	15,000	65.0%
上富良野町	11,123	7,500	67.4%
中富良野町	5,214	3,650	70.0%
南富良野町	2,588	1,550	59.9%
占冠村	1,292	820	63.5%
計	43,290	28,520	65.9%

人口推計について

現在までのものは富良野市住民基本台帳から抽出し、今後の人口推計にあたっては国立社会保障・人口問題研究所の推計値(2013 年度)を使用した。

第3章 財政の現状と課題

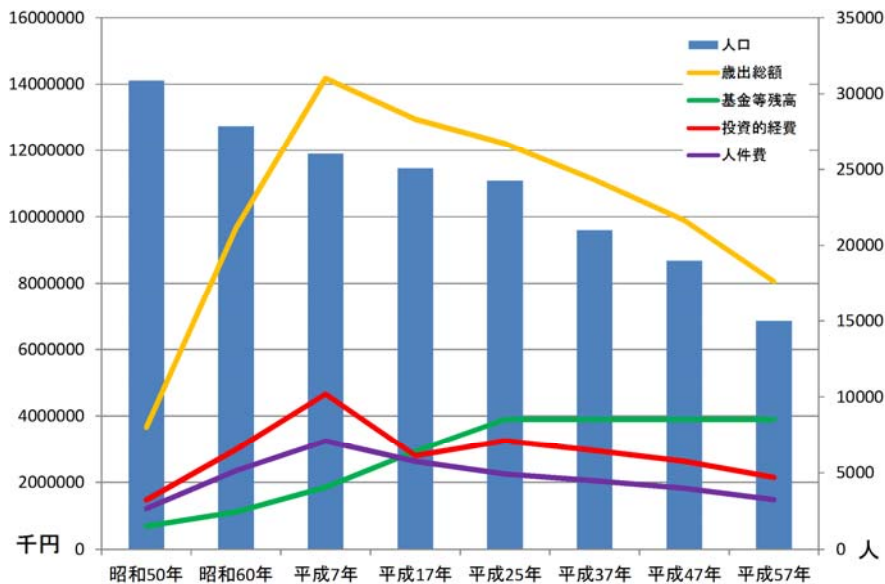
1. 税収と交付金等



昭和 50 年からの推移では国と地方の事務分担の見直し等により、また、従来国の補助金や負担金で受け取っていた収入の多くが交付税に変更されたことなどにより、人口は減少しましたが平成 7 年度までの市税収入額、交付金等収入額は増加しています。

平成 7 年以降は人口減少に伴って収入は減ってきており、今後の人口減少に伴って収入は更に減少する見込みです。(推計値は今後の就労可能人口が減少する比率で推計した。)

税収と交付金等の合計は平成 27 年を 100 とすると 10 年後の平成 37 年には 91 に、20 年後の平成 47 年には 81 になり、30 年後の平成 57 年には 66 まで低下することが予想されます。

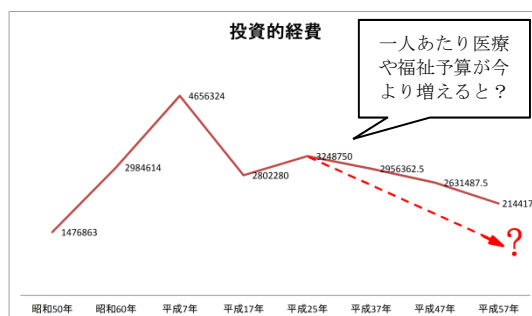
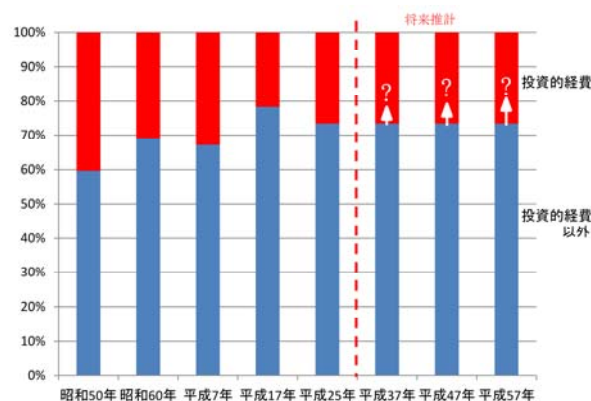
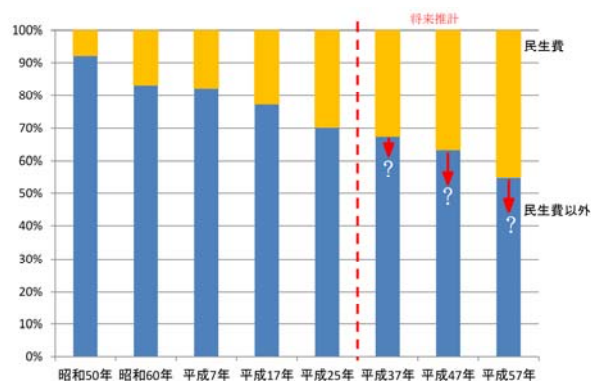


富良野市の一般会計歳出予算総額は平成 10 年度(154.7 億)まで毎年増加して推移し、その後は減少傾向となり近年は 120 億前後となっています。今後も国の厳しい財政状況をみても財政が大きく拡大することは期待できません。

歳出総額が人口減少とともに縮小し、歳出に占める投資的経費の率を近年と同じ程度に保つ

たととしても額面は減少し続けます。今後高齢化率が進むことを考慮すると医療や介護などの予算が続伸することにより、実際には歳出総額に占める投資的経費の率は年々減少していくものと考えられ、その場合は額面で近年の半分以下になる可能性があります。

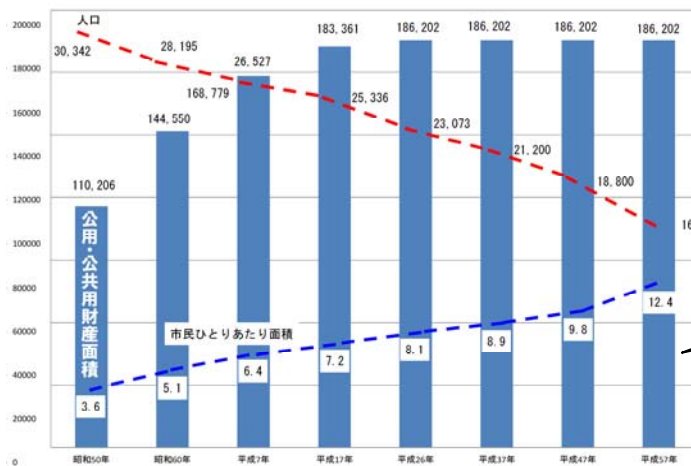
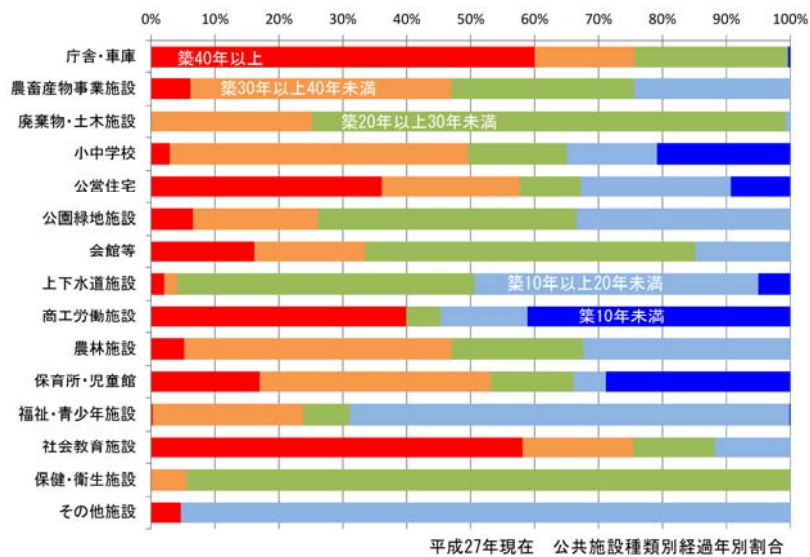
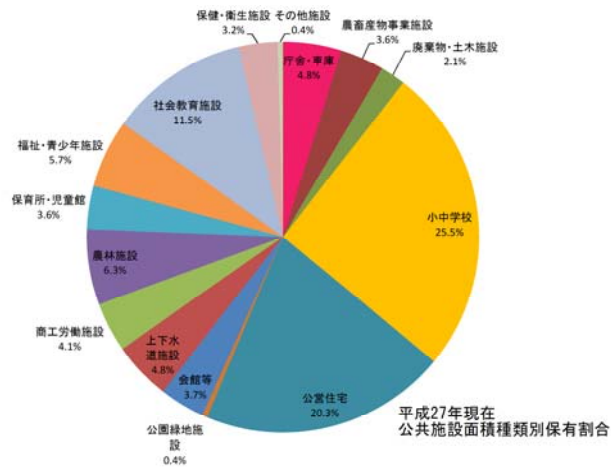
財政の自由度を表す財政力指数は近年 0.32~0.33 で推移していますが、平成 24 年の北海道内の平均値である 0.38 や全国都道府県平均値 0.46 から見ると十分ではありません。投資的経費を絞り込むことができなければ財政力指数が低下し一層の財政硬直化を招くことになります。



市内の高齢化が進行し総支出額に占める民生費の割合が増加し続けた場合、総支出額に占める投資的経費の割合の減少につながり、総支出額の縮小によって投資的経費に回すことができる予算額面は更に減少します。

第4章 本市公共施設の現状と課題

1. 公共建物

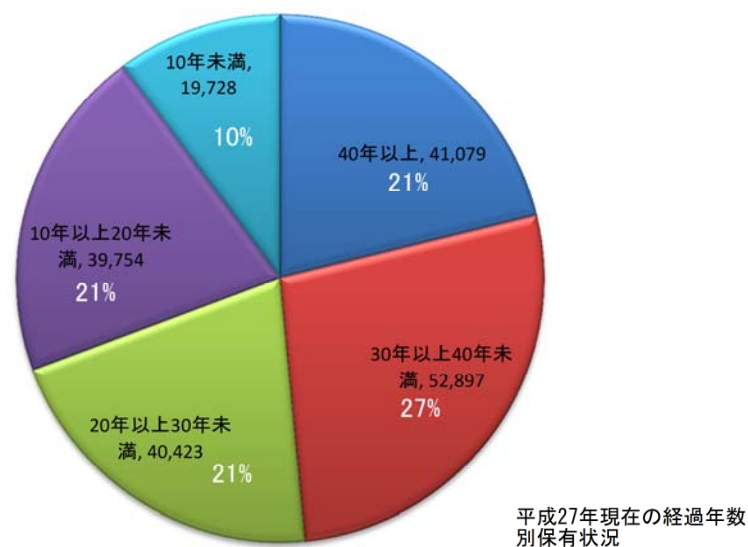


規模が大きすぎて維持できない!

今後20年間に取り組む整備を建て替え前と同じ面積にした場合の公共施設面積推移

過去 40 年間の公共施設の延床面積の推移をみると昭和 50 年に 110、206 平方メートルあったものが平成 26 年度末には 186、202 平方メートルと 1.7 倍に増え、これを市民一人当たりの面積にすると 3.6 平方メートルから 8.1 平方メートルへと 2.25 倍に増えてきています。

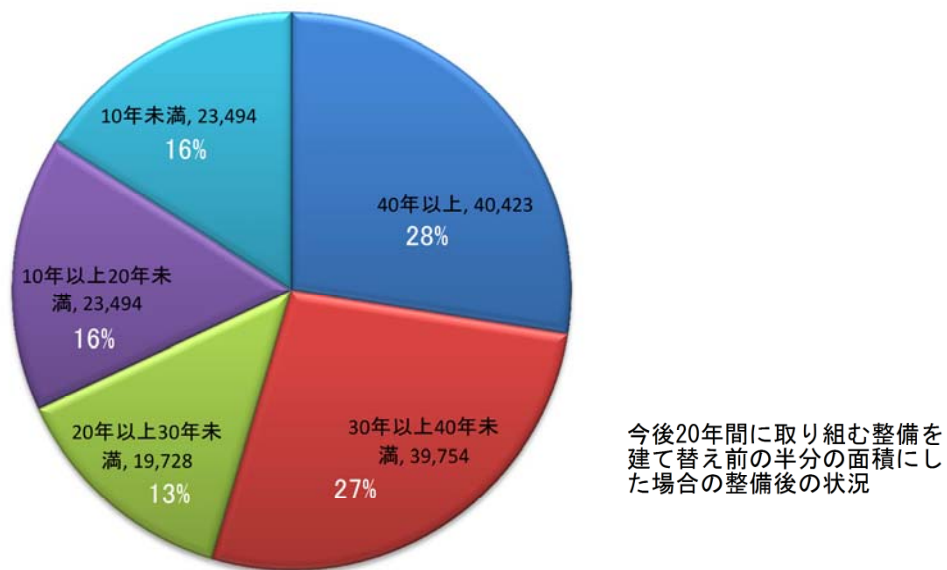
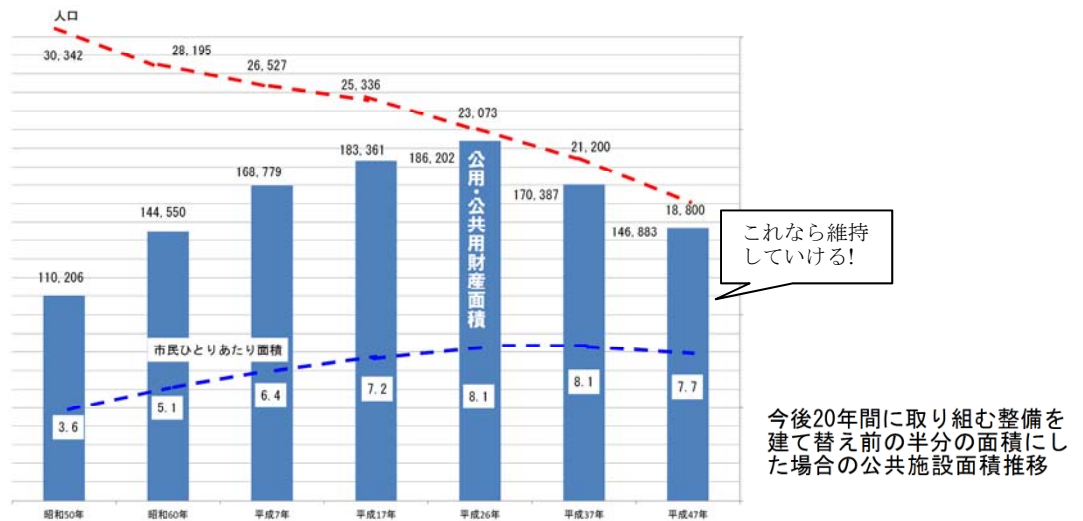
今後、新規施設と建て替えを現有面積の範囲内に収めたとしても、人口減少により 30 年後には一人当たり面積が 12.4 平方メートルと、昭和 50 年からみて 3.4 倍、平成 26 年末から比較しても 1.5 倍に増えます。一人当たり面積が多いことは市民の負担が大きくなることになります。一人当たり面積を今の水準から増やさないようにするためには施設整備時に機能統合や規模見直しを大胆に行い、30 年後の延べ床面積を現在の 6 割程度に収める努力が必要になります。



公共施設の床面積の建築後経過年数ごとの集計では、築 10 年未満の面積が少ないもののほかの区分は概ね均等に分布し、他市と比較してバランスが取れている傾向にあります。

このうち築 30 年以上経過する部分は全体の 48%と約半分を占め、今後 20 年間の間に建て替え等を検討する必要がある、この 20 年間に取り組んだ建設の 5 割以上多い面積を取り組むことになります。

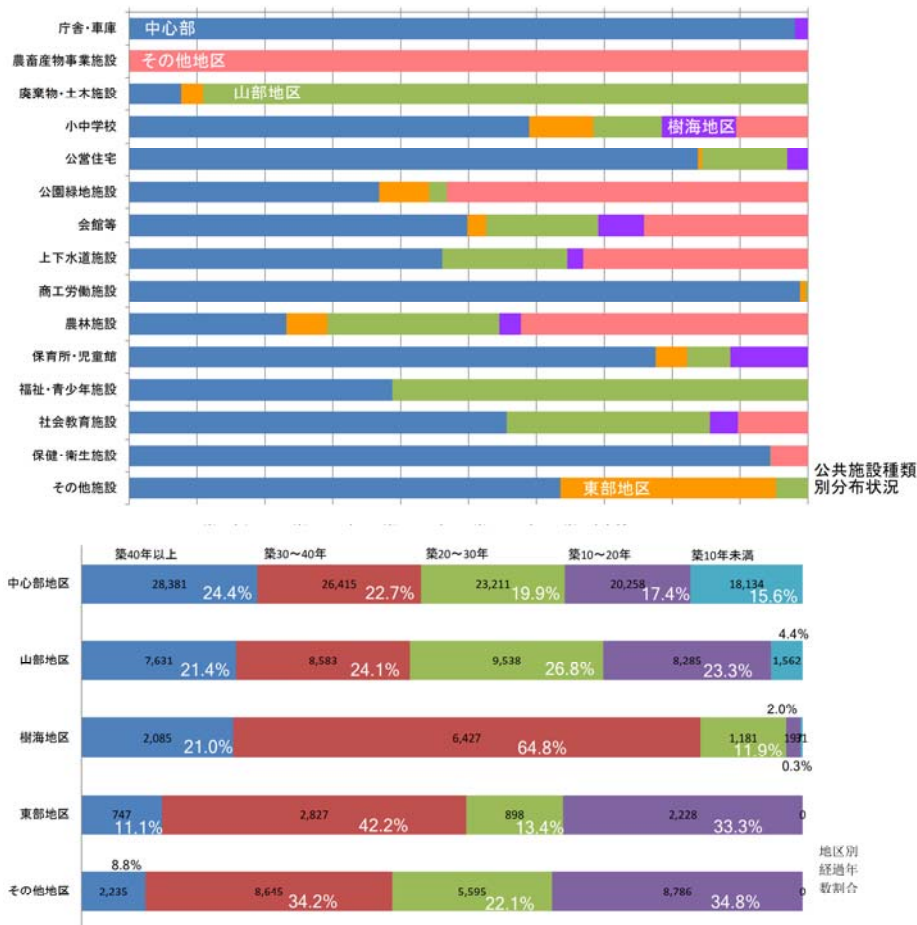
30年以上経過している床面積を今後20年で整備した場合の、20年後の築後年数分布と床面積の推移は次のようになります。想定では、整備する床面積のうち機能統合や集約化などにより公共施設の全体で半数を取り壊し、半数を改築とします。老朽化した面積の半数程度に整備を縮小できた場合には、建設面積はこの20年の平均整備面積の75%程度で済むことにもなります。



人口と歳入予算が減少する将来においては、公共施設を自らが支えていくために機能統合や集約化によるコンパクトな整備が大切であることがわかります。

昭和56年までに整備された大型の公共施設は現在の耐震基準ではありません。一部の施設では耐震化改修が進んでいますが大部分の面積が耐震改修を必要としており、またユニバーサルデザイン化や省エネルギー化にも対応できていないなど課題が多くあります。

公共施設の種別別立地地区分布状況



○富良野市公共施設の耐震化改修とユニバーサルデザイン化の現状

公共施設の昭和56年以前に整備された面積は全体のほぼ半数を占めていますが、災害時に避難施設となる学校では84%(棟数による比率)が耐震改修を終えています。公営住宅や庁舎、文化会館など施設の老朽化が著しいものについて残存使用可能期間と耐震化改修工事費用の状況により建て替えを進めるなどの判断が必要になっています。

ユニバーサルデザイン化についても同様で、庁舎の自動ドアや多目的トイレの設置など一部では対応しているものもありますが、未対応の施設も多く、今後の課題となっています。

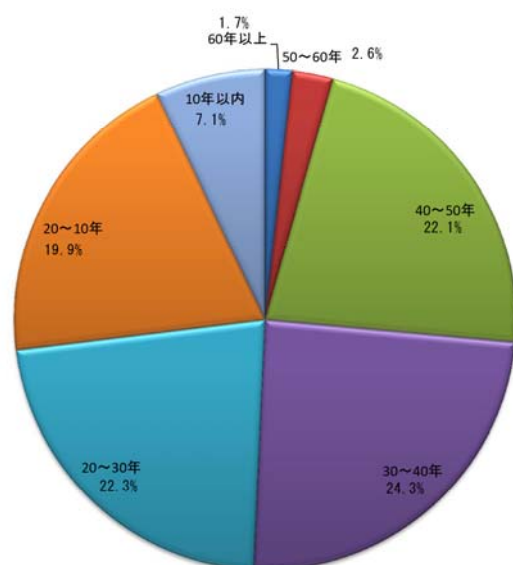
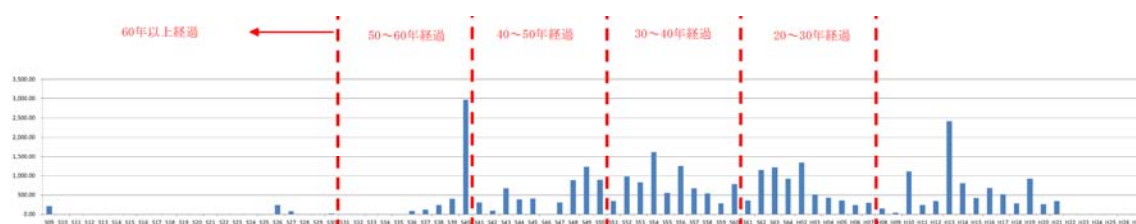
2. インフラ資産

(1) 橋梁

富良野市が管理する橋は 264 か所あります。2013 年度の調査では、建設後 50 年以上を経過しているものは 16 か所と全体の 6%です。しかし平成 45 年には 132 か所で全体の数の 50%程度に増加します。(富良野市橋梁長寿命化計画：平成 24 年)

面積ベースでも平成 27 年現在 50 年以上経過しているものが約 4%あり、10 年後にはその割合は約 27%に、20 年後には 50%を超えます。

20 年後あたりから更新費用が急激に増えることが予想されますので効率的な維持管理と早めの計画補修をし、予防保全による長寿命化により大幅なコスト削減を図ります。



橋梁 建設経過年数ごとの割合

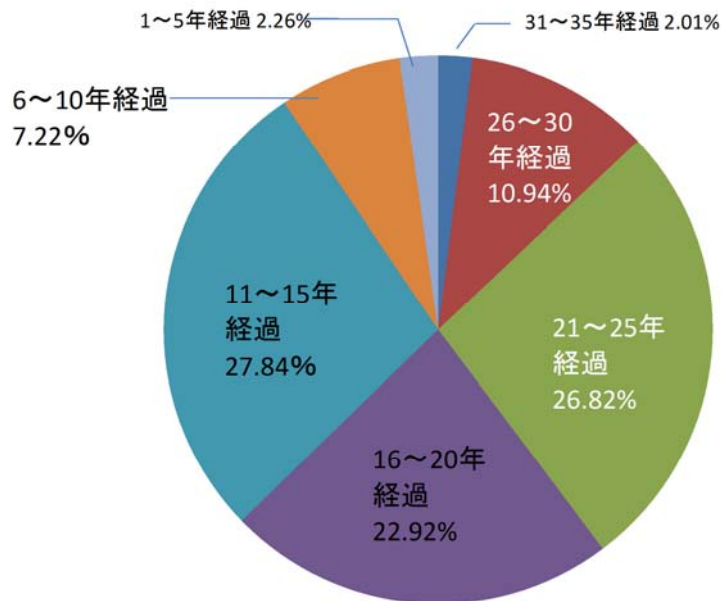
参考「市道等の現況」

市道は平成 27 年 4 月現在 959 路線、実延長は 678,740m。舗装延長は 331,079mあります。市が管理する農道は 1 路線 1,176mあります。

市道は改良後の老朽度合いは主に通行量で決まるため本計画策定時点ではこれを含んでいません。

(2)上下水道

(2)-1 下水道



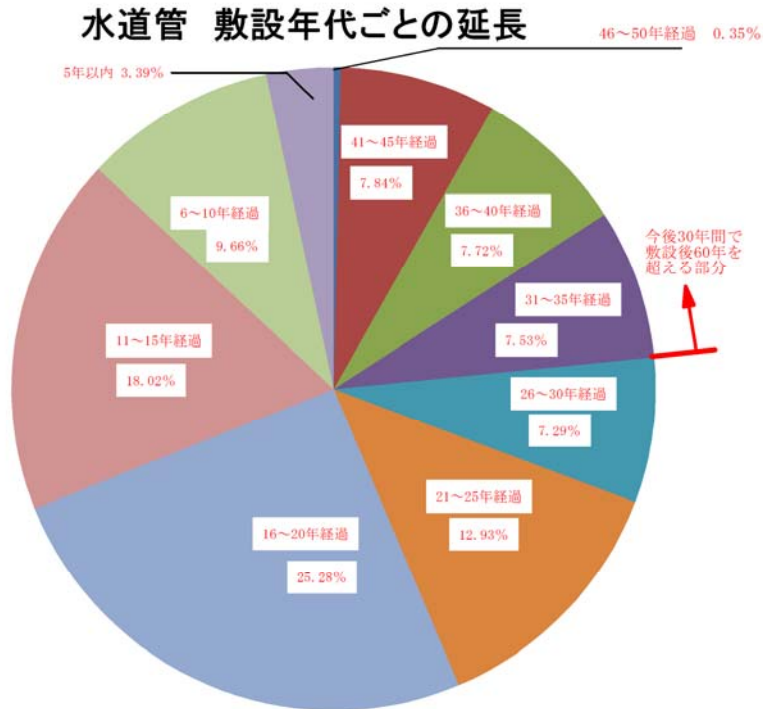
富良野地区の公共下水道は昭和 54 年から、山部地区の特定環境保全公共下水道は平成 10 年から整備を開始し、それぞれ平成 2 年、平成 14 年から供用を開始しております。

管路については、供用開始からの年数も浅く、その多くが耐久性の高い塩化ビニール管を使用しているため、今後 30 年間に於いて大規模な改修は予定されておられません。

富良野地区の処理場は、その一部に耐震化改修の必要性があり、また場内の機械設備についても、耐用年数が経過したものがあるため、長寿命化や更新工事の必要があります。

山部地区の処理場は平成 12 年に整備されたもので、耐震化や更新の必要がなく通常の維持管理を行っておりますが、富良野地区の処理場同様長寿命化計画を立案したうえで、計画的な更新を行っていく必要があります。

(2)-2 上水道



管路については、創設当初から敷設された石綿セメント管の更新は完了していますが、同時期に敷設された普通鋳鉄管等が残存しているため早期の更新が必要です。

また、今後30年間で耐用年数を経過する管路については、道路改良工事に合わせて更新を行うと共に、計画的な更新を行う必要があります。

施設については、主要施設である中五区の水源送水場が平成9年に、中区の配水池が平成14年に供用開始をしております。中区の配水池を除き耐震構造ではないため、耐震診断を行った上で、耐震化改修を行う必要があります。また機械設備についても、種別によっては、耐用年数を経過しているものもあるため、長寿命化改修や更新を行っていく必要があります。

(2) - 3 簡易水道

富良野市内の簡易水道は下表のとおり 6 つの簡易水道があります。

昭和 35 年のものが最も古く、それ以外は昭和 56 年から平成 2 年にかけて供用開始しています。富丘簡水の管路については、その大部分を改修しておりますが、その他の簡易水道の管路同様、今後 30 年において順次耐用年数を経過することからその更新については、計画を立案したうえで実施していく必要があります。

施設については、新しいものでも耐震構造にはなっていないため、耐震診断を行った上で耐震化の改修をする必要があります。また、機械設備については、老朽化しているものが多く、更新計画を立案し実施する必要があります。

富良野市の簡易水道施設

施設名	供用開始年月	管路総延長
学田地区簡易水道	昭和 62 年 1 月	14,242m
山部市街地区簡易水道	昭和 58 年 12 月	12,995m
布部市街地区簡易水道	平成 2 年 1 月	4,914m
富丘地区簡易水道	昭和 35 年 8 月	12,223m
東山市街地区簡易水道	昭和 56 年 1 月	6,039m
島の下地区簡易水道	昭和 58 年 1 月	5,246m

(3)公園

公園は現在 84 施設あり(うち 70 が都市公園。未整備なものを除く。)、このうち 40 施設について長寿命化を計画的に実施し平成 27 年度末で施設数の 3 割にあたる 12 施設で完了しています。

公園は都市公園のほか、観光公園などがあり整備年度の不明なものもありますが、建物が付随する公園でみると付随建物建築年度から 30 年を経過するものが半数以上あることから全体の半数以上について今後 30 年間での改修などの整備が見込まれ、老朽化の度合いに応じて補修計画や長寿命化計画を見直すなど適切な整備が必要です。

第5章 将来負担コストの課題

10年後の人口推計では平成27年から比較して約8.7%の人口減少となりますが、その後急激に減少が進むことを考慮すると、公共施設建物の面積を適正に保つ努力を向こう10年間のうちに開始することは早計ではありません。

前述したとおり今後20年間、施設の規模を見直して公共施設建物の規模を現状の75%程度に抑えたとしても、市民ひとりあたり面積は現在と同程度で、医療や福祉予算が今後伸びていくことを考慮すると現状より更にコストのかからない維持管理が必要となります。

また、道路（橋梁を含む）、上下水道などのインフラについては、将来にわたってもダウンサイジングを行うことは、困難であるため将来負担については、現在よりも重くなることが予想されます。

暖房設備

大型・中型公共施設～低温水暖房(灯油・重油焚)

小型公共施設～FF式個別暖房(灯油焚)

を基本とする。電気暖房は総合エネルギー変換効率が10～20%と他の方式より劣り、光熱水費負担が重くなるため、今後施設整備時に電気暖房の選択は慎重に行う必要があります。

建物本体

階高を低くすることは建築単価の低廉化と、暖房コストの削減が可能。

外装は価格がそこそこで寿命が長いアルミニウム亜鉛合金メッキ鋼板などが有利。

既存市内公共施設には、工法を工夫し維持コスト削減に優れたものもあるため、そうした建築物を再評価し、新たな建築物に活用する仕組みが必要。

市内から排出される一般廃棄物から作られるRDFの活用や、小水力発電など地域発電の利用についても積極的に検討していく。

第6章 適正管理に関する基本的方針

第5章までに述べた現状と予測を踏まえ、将来の人口が減少した場合でも維持可能なまちづくりを進めるべく、次のように基本方針を定めます。

基本方針1

新規施設を含む公共施設の選択と集中(複合化と施設統合)・低コスト化

- ・施設床面積を人口減少にあわせて適正な規模に縮小する
- ・複数の目的別施設を複合したものとして整備し面積の縮小をはかる
- ・移動手段を確保し複数の施設を集約統合する
- ・整備費用だけに着目せず、維持経費を合わせた全体で費用低減できる施設整備を目指す
- ・整備計画があるもので整備予定の目途が立たないものについて市民意見を踏まえた見直しをはかる(予定公物に長年掲載されていて整備の目途がたっていないもの)
- ・今後20年間で公共施設建物床面積を現状から2割削減する
- ・ユニバーサルデザイン化の一層の充実をはかる
- ・下水道、上水道、簡易水道は、生活基盤の根幹をなすインフラでありこれらの維持は、市民生活において必要不可欠であります。今後は、人口減少、節水意識の向上等社会情勢の変化により使用水量及び、料金収入は減少するなかで、施設、管路の老朽化による更新や維持管理費は増加していくことは避けられません。

この様な状況の中で今後30年間においては、人口推移、社会情勢等を勘案し、必要に応じて施設のダウンサイジング等の検討を行う必要があります。

基本方針2

長寿命化と計画的修繕の実施

長寿命化＝予防保全の手法により年度間財政負担の平準化をはかる

計画的な修繕＝修理費が膨大になる前に予防修繕をはかる

基本方針3

官民協力による公共サービスの実現と、近隣市町村との連携

- ・民間施設の活用など公共施設にこだわらない公共サービスの提供をはかる
- ・施設が果たしている役割や機能を再確認し、更新等の機会を捉えて社会情勢の変化に応じた機能移転等戦略的な取り組みを進める
- ・広域利用の推進 広域市町村と連携をとり施設の相互広域利用の一層の推進をする

第7章 フォローアップ方針

この計画の内容については今後の財政状況や環境の変化に応じ、適宜見直しを行います

この計画の実行性を高めるため具体的な施設の再配置を定める実施計画を策定し、毎年度市行政改革推進本部会議において進行管理と計画の見直しをはかり、公表を行います

公共施設等の適正配置の検討にあたっては議会や市民に対し随時情報提供を行い、市全体で認識の共有をはかります